

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

総務局（工事）

（総務局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

第3 監査の着眼点

令和 7年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

1 共通の着眼点

(1) 設計について

設計基準等に基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているか等

(2) 積算について

積算基準等に基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているか等

(3) 施工について

設計図書どおり施工されているか等

(4) 検査について

適正に検査が行われているか等

2 特に注意する着眼点

(1) 安全に配慮した施設の整備や維持管理が適切に行われているか

(2) 法令や約款に基づいた適切な事務処理が行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 7年 2月 5日から令和 7年 9月 8日まで

2 実施方法

今回の監査では、総務局における令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	102	13	12.7	115	54	47.0
委託	26	10	38.5	138	78	56.5

(注) 金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第 2位を四捨五入

第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

(1) 軽微な建設工事の契約について（その他）

建設業法（昭和24年法律第 100号）等によると、電気工事における建設業を営もうとする者は電気工事業の許可を受けなければならない。ただし、軽微な建設工事に該当する電気工事のみを請け負う場合は、電気工事の建設業許可を受けなくてもよいとされている。この軽微な建設工事に該当する電気工事とは、1件の請負代金の額が 500万円に満たない電気工事とされている。また、国土交通省の「建設業許可事務ガイドラインについて」によると、建設業者の本店又は支店等の一つでも電気工事の建設業許可を受けていれば、軽微な建設工事に該当する電気工事のみを請け負う場合には該当せず、許可を受けたところ以外では契約することはできないとされている。

「市政資料館閲覧室及び整理室照明ＬＥＤ化工事」では、軽微な建設工事に該当する電気工事を建設業者の支店と契約していた。その建設業者における電気工事の建設業許可の有無について、国土交通省の建設業者・宅建業者等企業情報検索システムにより確認したところ、当該支店では許可を受けておらず本店のみ許可を受けていた。したがって、当該支店とは当該工事について本来契約することはできなかった。

建設業の業種に該当する工事で軽微な建設工事については、契約しようとする建設業者の本店及び支店等における当該業種の建設業許可の有無を確認した上で、適正に契約されたい。（市政資料館）

(2) 廃棄物の処理について（その他）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）によると、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。また、建設工事が数次の請負によって行われる場合にあつては、当該建設工事の注文者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者（以下「元請業者」という。）を事業者とするとされている。

「市政資料館閲覧室及び整理室照明ＬＥＤ化工事」では、照明をＬＥＤに更新する建設工事を行っていた。当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理について産業廃棄物管理票を確認したところ、下請業者が排出事業者として処理を行っており、元請業者である受注者が排出事業者となっていなかった。

廃棄物の処理が発生する工事を行う場合は、受注者が排出事業者として適正に廃棄物の処理を行うよう、受注者を指導されたい。（市政資料館）